

平成19年度における温室効果ガス等の排出の削減に
配慮した契約の締結実績の概要

平成20年8月
独立行政法人国際交流基金

国等における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進に関する法律（平成19年法律第56号。以下「環境配慮契約法」という。）第8条第1項の規定に基づき、平成19年度における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の締結実績の概要を取りまとめたので、公表する。

1. 平成19年度の経緯

環境配慮契約法及び国及び独立行政法人等における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進に関する基本方針（平成19年12月7日閣議決定。以下「基本方針」という。）に基づく、環境配慮契約の平成20年度からの本格的な実施に向け、環境省主催の環境配慮契約法に関する説明会に出席し、契約担当部門に基本方針を周知し、環境配慮契約の締結に関する検討を開始した。

2. 環境配慮契約の締結状況

19年度においては環境配慮契約の締結実績はない。

基本方針で環境配慮契約の具体的な方法が定められている電気の調達に関し、本部事務所は賃借であり、その賃借契約において電力は大家が電力会社と契約し、当基金が大家に使用料金を支払うこととなっているので、当基金が電力会社を選択することが出来ないため。また、附属機関については、環境配慮法の施行がすでに締結済みの契約期間中であったため。

19年度には、環境配慮契約であるか否かに関わらず、自動車の購入及び建築物の建築または大規模な改修に係る設計業務の実績はない。

3. その他の環境配慮契約に係る事項

物品等の調達に当たっては、「国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律」に基づき、「環境物品等の調達の推進を図るための方針」を策定している。

今後、環境配慮契約の締結が検討可能な案件の契約締結に向けて、検討を開始した。

以上